

北上地区消防組合行政財産の使用許可規則をここに公布する。

平成25年 3 月 1 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第 1 号

北上地区消防組合行政財産の使用許可規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合行政財産の使用許可規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北上地区消防組合行政財産使用料条例（平成25年北上地区消防組合条例第2号）第7条及び北上地区消防組合財務規則（昭和49年北上地区消防組合規則第20号。以下「財務規則」という。）第2条において準用する北上市財産規則第17条の規定により行政財産の使用許可及び使用料の徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 行政財産の使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(使用許可)

第3条 管理者は、行政財産の使用許可をしたときは、行政財産使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 次の各号に掲げる事項は、許可の条件とする。

- (1) 使用許可をした行政財産（以下「許可財産」という。）を公用若しくは公共用に供するための必要があるとき、又は次号以下に掲げる条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取消し、又は変更することがある。
- (2) 行政財産の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可財産の保全のため必要な措置を命ぜられたときは、これに従わなければならない。
- (3) 使用者は、許可財産の保全のための立入り又は実地調査を拒んではならない。
- (4) 使用者は、許可財産を許可した用途若しくは目的以外に使用し、他人に転貸し、又は担保に供してはならない。
- (5) 使用者は、故意又は過失により当該許可財産を滅失し、き損し、又は原形を変更してはならない。
- (6) 使用者は、当該許可財産である土地において、みだりに建物又は工作物を設置し、又は増築し、改築し、若しくは移築してはならない。
- (7) 前3号に掲げる条件に違反したときは、当該許可財産の原状回復又は損害賠償を命ずることがある。
- (8) 許可期間（許可期間経過後で許可財産の引渡しまでの期間を含む。）内に使用者の責めにより許可財産その他市の所有に属する物件に損害が生じたときは、当該使用者に対し全部又は一部の賠償を命ずることがある。この場合において、許可を受けた者が損害の賠償を免れようとするときは、その損害の原因が明らかに自己の責めに帰するものでないことを証明しなければならない。

(使用の不許可)

第4条 管理者は、行政財産について使用を許可しないこととしたときは、行政財産

使用不許可書（様式第3号）を交付するものとする。

（使用許可の変更）

第5条 管理者は、許可財産について使用許可に係る内容を変更したときは、行政財産使用変更許可書（様式第4号）を交付するものとする。

（使用許可の取消）

第6条 管理者は、許可財産の使用許可を取消ししたときは、行政財産使用許可取消書（様式第5号）を交付するものとする。ただし、次条の規定による返還の場合は、この限りでない。

2 前項の取消しをする場合は、取消ししようとする日の14日前までにしなければならない。ただし、許可期間が短期の場合又は使用許可の条件に違反したための取消しをする場合は、この限りでない。

（返還申請）

第7条 使用者がその使用目的の消滅その他の理由により当該許可財産を返還しようとするときは、行政財産返還申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

（使用許可の期間）

第8条 使用許可の期間は、1年以内の期間としなければならない。

（使用料の減免申請）

第9条 許可財産の使用料の減免を受けようとする者は、行政財産使用料減免申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

（使用料の徴収）

第10条 許可財産の使用料の徴収は、財務規則第2条において準用する北上市会計規則第15条の規定に準じ、納入通知書により行うものとする。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に行政財産の使用許可を受けた者については、この規則により許可を受けたものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 様

申請者

住 所

氏 名

㊟

行政財産使用許可申請書

次のとおり行政財産を使用したいので、北上地区消防組合行政財産の使用許可規則第2条の規定により申請します。

記

1 使用許可を受けようとする財産の所在地、区分、種目及び数量

所在地

区 分

種 目

数 量

2 使用許可を受けようとする財産の用途又は使用目的

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 その他参考事項

様式第2号（第3条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

行政財産使用許可書

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用許可申請については、
次のとおり条件を付して許可します。

年 月 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長



1 使用する財産の所在地、区分、種目及び数量

所在地

区 分

種 目

数 量

2 使用許可する財産の用途又は使用目的

3 使用許可期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 使用料の額及び納入法

使用料の額は金 円とし、別に送付する納入通知書により納入すること。
と。

5 許可の条件

- (1) 使用許可をした行政財産（以下「許可財産」という。）を公用若しくは公共用に供するための必要があるとき、又は次号以下に掲げる条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取消し、又は変更することがある。
- (2) 許可財産の保全のため必要な措置を命ぜられたときは、これに従わなければならない。
- (3) 許可財産の保全のための立入り又は実地調査を拒んではならない。
- (4) 許可財産を許可した用途若しくは目的以外に使用し、他人に転貸し、又は担保に供してはならない。
- (5) 故意又は過失により当該許可財産を滅失し、き損し、又は原形を変更してはならない。
- (6) 当該許可財産である土地において、みだりに建物又は工作物を設置し、又は増築し、改築し、若しくは移築してはならない。
- (7) (4)(5)(6)に掲げる条件に違反したときは、当該許可財産の原状回復又は損害賠償を命ずることがある。
- (8) 許可期間（許可期間経過後で許可財産の引渡しまでの期間を含む。）内に使用者の責めにより許可財産その他組合の所有に属する物件に損害が生じたときは、当該使用者に対し全部又は一部の賠償を命ずることがある。この場合において、許可を受けた者が損害の賠償を免れようとするときは、その損害の原因が明らかに自己の責めに帰するものでないことを証明しなければならない。

- 備考 1 この決定について不服がある場合は、この指令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この指令書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第3号（第4条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

行政財産使用不許可書

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用許可申請については、
次の理由により許可しません。

年 月 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長



1 使用する財産の所在地、区分、種目及び数量

所在地

区 分

種 目

数 量

2 使用許可しない理由

備考 1 この決定について不服がある場合は、この指令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、管理者に対して異議申立てをすることができます。

2 この指令書による処分取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第4号（第5条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

行政財産使用変更許可書

住 所

氏 名

年 月 日付け北上地区消防組合指令 第 号により許可した行政財産の使用については、次のとおり変更します。

年 月 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長



1 使用許可を変更する事項

2 変更する理由

様式第5号（第6条関係）

北上地区消防組合指令 第 号

行政財産使用許可取消書

住所

氏名

年 月 日付け北上地区消防組合指令 第 号により許可した行政財産の使用については、次の理由により取り消しますから 年 月 日までに財産を返還してください。

なお、これに伴い使用料は金 円に変更します。

年 月 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

印

理由

- 備考
- 1 この決定において不服がある場合は、この指令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、管理者に対して異議申立てをすることができます。
 - 2 この指令書による処分取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 様

申請者
住 所
氏 名 ⑩

行政財産返還申請書

年 月 日付け北上地区消防組合指令 第 号により使用許可を受けた
行政財産を使用する必要がなくなりましたので、返還します。

記

1 使用許可を受けた財産の所在地、区分、種目及び数量

所在地

区 分

種 目

数 量

2 使用許可を受けた期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 使用料 金 円

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

北上地区消防組合
管理者 様

申請者

住 所

氏 名

㊟

行政財産使用料減免申請書

年 月 日付で提出した行政財産使用許可申請書について、併せて
使用料の減免を受けたいので、北上地区消防組合行政財産の使用許可規則第9条の規
定により申請します。